

(趣旨)

第1条 この規程は、「天津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成27年天津市条例第54号)に基づき、マザーレイク株式会社(以下、「事業者」という。)が運営する南第二地域包括支援センター(以下「センター」という。)が実施する指定介護予防支援の事業及び第1号介護予防支援事業(以下「事業」という。)の運営に係る重要事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、要支援又は介護予防・生活支援サービス事業対象の認定を受けられる状態にある高齢者(以下「利用者」という。)の相談対応、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによる支援により利用者ごとに作成される計画(以下、「介護予防サービス・支援計画」という。)の作成、介護予防サービス事業者等との連絡調整、介護予防サービス・支援計画の実施状況及び課題の把握、介護予防サービス・支援計画の達成状況評価等の支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業実施にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、現行の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮することに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 南第二地域包括支援センター

2 所在地 天津市稲津1丁目17-12

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名 第2条に規定する事業の目的を達成するため、事業従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うよう努めるものとする。

2 主任介護支援専門員 1名以上 第2条に規定する介護予防サービス・支援計画の作成、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を専らの業務とする。

3 保健師または看護師 1名以上 第2条に規定する介護予防サービス・支援計画の作成、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を専らの業務とする。

4 介護支援専門員 1名以上 第2条に規定する介護予防サービス・支援計画の作成、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を専らの業務とする。

5 社会福祉士 1名以上 第2条に規定する介護予防サービス・支援計画の作成、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を専らの業務とする。

6 その他補助職員 その他介護予防支援に関する知識を有する職員で、利用者の状況に準じて定めるものとし、管理者及び保健師または看護師並びに介護支援専門員並びに社会福祉士の業務を補助するものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時40分から午後5時25分(窓口対応は9時～17時)までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料)

第7条 センターは、事業の提供にあたり利用申込者に対し、センターの運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用者等のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付するとともに説明を行い、介護予防支援を受けることに同意を得るものとする。

2 事業の提供方法及び内容は、天津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年大津市条例第54号）の規定とする。

3 利用者等の相談を受ける場所は、センター又は利用者の居宅等とする。

4 サービス担当者会議の開催場所は、センター、介護予防サービス事業所又は利用者の居宅等とする。

5 担当職員は、アセスメント時、サービス評価期間終了月及びその間の3ヶ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し面接するものとする。

6 指定介護予防支援業務の実施に係る利用料は、厚生労働大臣が定める額とし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、全額介護保険から給付されるため、支払う必要はない。

7 利用者及び事業所は申し出ることにより、契約を解除する事ができる。

また、市の被保険者の資格を喪失された場合については自動的に契約が終了する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大津市内のうち田上学区及び大石学区とする。

（苦情処理）

第9条 第2条に規定する事業の実施に関しての利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談責任者を管理者とし、苦情の内容を的確に把握し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は介護予防支援事業サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制の整備に努める。

2 事業従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報につき、秘密を保持する義務を有する。

3 事業従事者は、従事者でなくなった後においても、利用者又は利用者の家族の情報について秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所が業務上得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う介護予防支援サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または家族等の了解を得るものとする。

5 事業者は利用者に対する支援サービスの提供に際して作成した記録を完了日より5年間保存するものとする。

（人権擁護・虐待防止）

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に対して周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）従業員に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（非常災害発生時の対応）

第13条 事業者は、非常災害発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

（暴力団排除）

第14条 事業所を運営する事業者の役員及び事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではないものとする。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

附 則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年2月1日から施行する。